

6 輸 国 第 1277 号
令 和 6 年 7 月 1 日

（ 各 地 方 農 政 局 長
北 海 道 農 政 事 務 所 長
内 閣 府 沖 縄 総 合 事 務 局 長 ） 殿

農 林 水 産 省 輸 出 ・ 国 際 局 長
(公 印 省 略)

「農 林 水 産 物 及 び 食 品 の 輸 出 証 明 書 の 発 行 等 に 関 する 手 続 規 程」 の 別
紙 の 一 部 改 正 に つ い て

我 国 から タ イ に 輸 出 す る 一 部 の 食 品 に つ い て は、「農 林 水 産 物 及 び 食 品 の 輸
出 証 明 書 の 発 行 等 に 関 する 手 続 規 程」 (令 和 2 年 4 月 1 日 付 け 財 務 大 臣 ・ 厚 生 労
働 大 臣 ・ 農 林 水 産 大 臣 決 定) の 別 紙 TH-01「タ イ 向 け 輸 出 食 品 の 取 扱 要 綱」 (以
下 「取 扱 要 綱」 と い う。) に 基 づ き 取 り 扱 わ れ て い る と こ ろ で す。

今 般、取 扱 要 綱 に つ い て、下 記 の と お り 所 要 の 改 正 を 行 い ま し た の で、御 了 知
の 上、関 係 事 業 者 へ の 周 知 を お 願 い 致 し ま す。

記

- 1 認 定 施 設 の 更 新 手 続 を 改 正 (定 期 確 認 に よ る 英 文 証 明 書 の 有 効 期 限 の 延 長)
- 2 認 定 施 設 に 関 する 認 定 事 項 の 変 更 等 の 手 続 を 改 正
- 3 そ の 他 所 要 の 修 正